

## 参考5-5 廃棄物処理法改正等による不法投棄対策強化の経緯 (1/2)

平成3年  
改正

- 廃棄物処理基準の強化
- 廃棄物処理施設に対する規制強化
- 特別管理一般廃棄物・特別管理産業廃棄物制度の創設
- 適正処理困難物制度の創設
- 我が国の全域において廃棄物の不法投棄を禁止
- 改善命令及び措置命令の強化
- 罰則の強化

平成9年  
改正

- 再生利用認定制度の創設(一定の廃棄物の再生利用について、大臣認定により業・施設許可が不要)
- 生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取など施設設置手続の明確化
- マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に適用
- 電子マニフェスト制度の創設
- 産業廃棄物原状回復基金制度の創設(適正処理推進センター)
- 罰則の強化(産廃不法投棄の罰則を3年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(法人の場合は1億円)に引上げ等)

平成12年  
改正

- 環境大臣が基本方針を策定
- 不法投棄された産業廃棄物の撤去命令の対象者を大幅に拡大
- 廃棄物の野外焼却を禁止(不法焼却:3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金)
- 罰則を強化(一廃不法投棄に係る罰条を産廃に係る罰条と統合し、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に引上げ、マニフェスト義務違反に係る罰則強化等)

平成15年  
改正

- 広域認定制度の創設(一定の廃棄物の広域的な処理について、大臣認定により業許可が不要)
- 特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化
- 産廃処理施設において、処理を行っている産廃と同様の性状を有する一定の一廃を処理する場合に、設置許可を受けないで、届出をもって一廃処理施設の設置を可能とする制度の創設
- 罰則の強化(不法投棄及び不法焼却に係る未遂罪の創設・法人の一廃不法投棄に係る罰則を産廃と同様一億円以下の罰金に引上げ等)

## 参考5-5 廃棄物処理法改正等による不法投棄対策強化の経緯 (2/2)

### 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定

平成15年 ○平成9年の廃棄物処理法の改正前に行われた不適正処分に関して、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国庫補助及び地方債の起債特例等の特別な措置を講じるもの。

平成16年  
改正

- 産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設
- 指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止
- 処分場の跡地等で土地の形質変更を行う際の事前届出制度の創設
- 廃棄物処理施設で事故が起きた場合の応急措置・届出等の創設
- 罰則の強化(不法投棄等目的の収集運搬に対する罰則(3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金)の創設、不法焼却・受託禁止違反について5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に引上げ 等)

平成17年  
改正

- 最終処分場の維持管理積立金制度の対象をすべての許可処分場に拡大
- マニフェスト制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の導入
- 産廃関係事務等の役割分担の見直し(政令で定める市の長が事務を行うことができる)
- 罰則の強化(廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設 等)

平成18年  
改正

- 石綿含有廃棄物に係る無害化処理認定制度の創設

## 参考6-1 仙台市における家電回収業者の不適正処理事案への対応

### ○仙台市における家電回収業者の不適正処理事案への対応

- ・平成17年10月、仙台市のサイカチ沼に、廃家電約2トンが不法投棄される事件が発生。仙台市産廃Gメンにより被疑者を特定後、平成18年1月に警察が逮捕。廃棄物処理法(不法投棄の禁止)違反により有罪判決(懲役1年2月、執行猶予3年、罰金50万円)が確定。
- ・また、それ以前から、仙台市東部の田地で廃家電等の不法投棄が頻発。上記サイカチ沼への不法投棄事案の被疑者が回収員として以前勤務していたX社の仙台支店が、これらの不法投棄に関わっていることが疑われた。
- ・X社は、各回収員に軽トラック等を貸与し、各家庭から有料で廃家電等を引き取らせ、月20回以上回収拠点に持ち込むことを義務づけ、その都度「基本料」という名目で回収員から手数料を徴収するとともに廃家電等1台ごとの処理費用も徴収するというシステムを構築し、無許可で廃家電を収集。こうした手数料と処理費用の納付負担に耐えかねた回収員が、引き取った廃家電等を不法投棄していることが疑われた。
- ・このため、仙台市と警察が連携し、X社の営業所に対し一斉搜索等を実施した上で、平成18年10月、同社の社長、仙台支店の工場長・マネージャーを逮捕。翌月には社長・法人を起訴し、平成19年1月、廃棄物処理法違反(無許可収集運搬)により、社長及び法人に対し有罪判決(社長:懲役10月、執行猶予3年、罰金50万円 法人:罰金50万円)が確定。
- ・仙台市では、X社への刑事処分確定後は、家電回収業者に関する苦情(強引に高額な処理料金をとられた等)が大幅に減少。

○こうした事案の発生を受け、環境省としては、リサイクルを名目とした不適正処理について厳正に対処するよう平成19年4月の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において自治体に対し伝達したところであり、引き続き自治体に対しその旨を伝達していく。

## 参考6-2 排出家電の輸出に係るバーゼル法・廃棄物処理法の規制概要

### (1) バーゼル法の規制

バーゼル法の規制対象物（特定有害廃棄物等）は、相手国で処分作業（※）が行われる物であって有害特性を有するものであり、再生資源として利用される使用済みブラウン管、プリント基板等がある。特定有害廃棄物等を輸出する際には、相手国の書面による同意及び環境省の確認並びにそれらを受けた経済産業大臣による輸出の承認等を得る必要がある。

（※）再生資源として利用される場合は処分作業に含まれるが、リユースされる場合は処分作業に含まれず規制対象とならない。

### (2) 廃棄物処理法の規制

廃棄物処理法の規制対象物（廃棄物）を輸出する際には、環境大臣による輸出の確認を受ける必要がある。

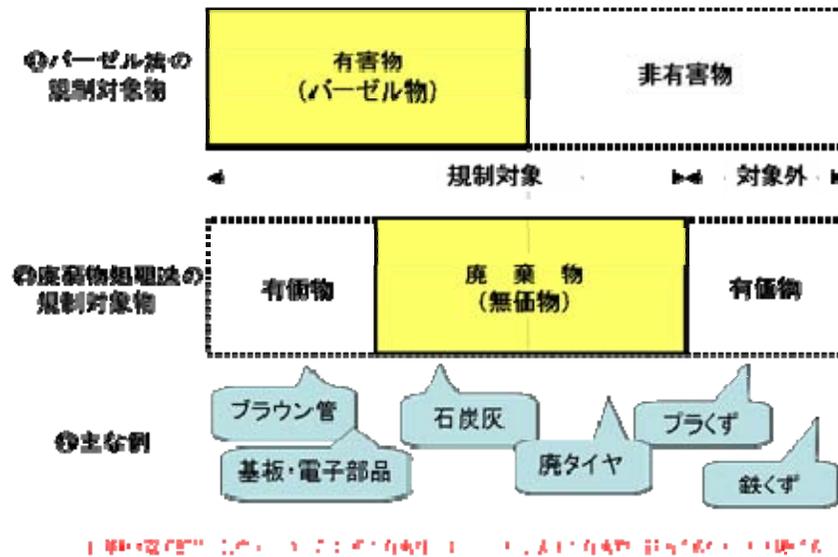
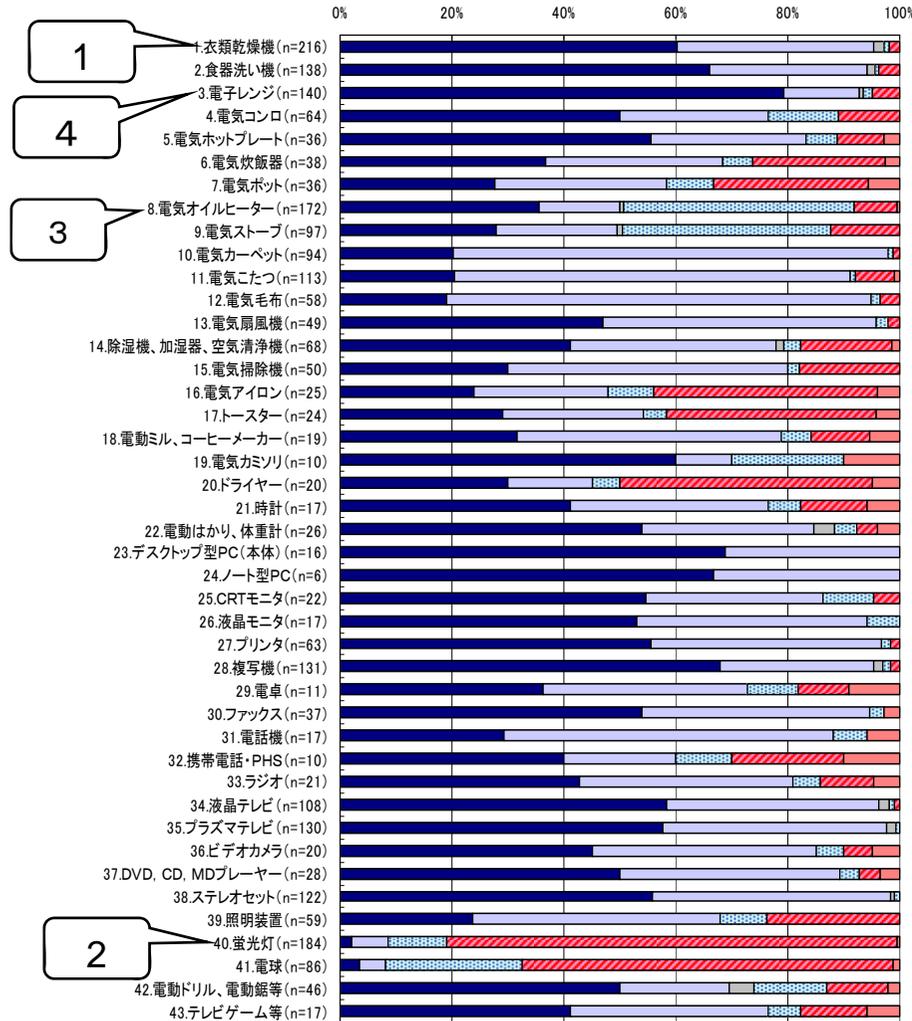


図 バーゼル法と廃掃法の規制対象物

# 参考7-1 自治体において処理が困難な電気・電子機器

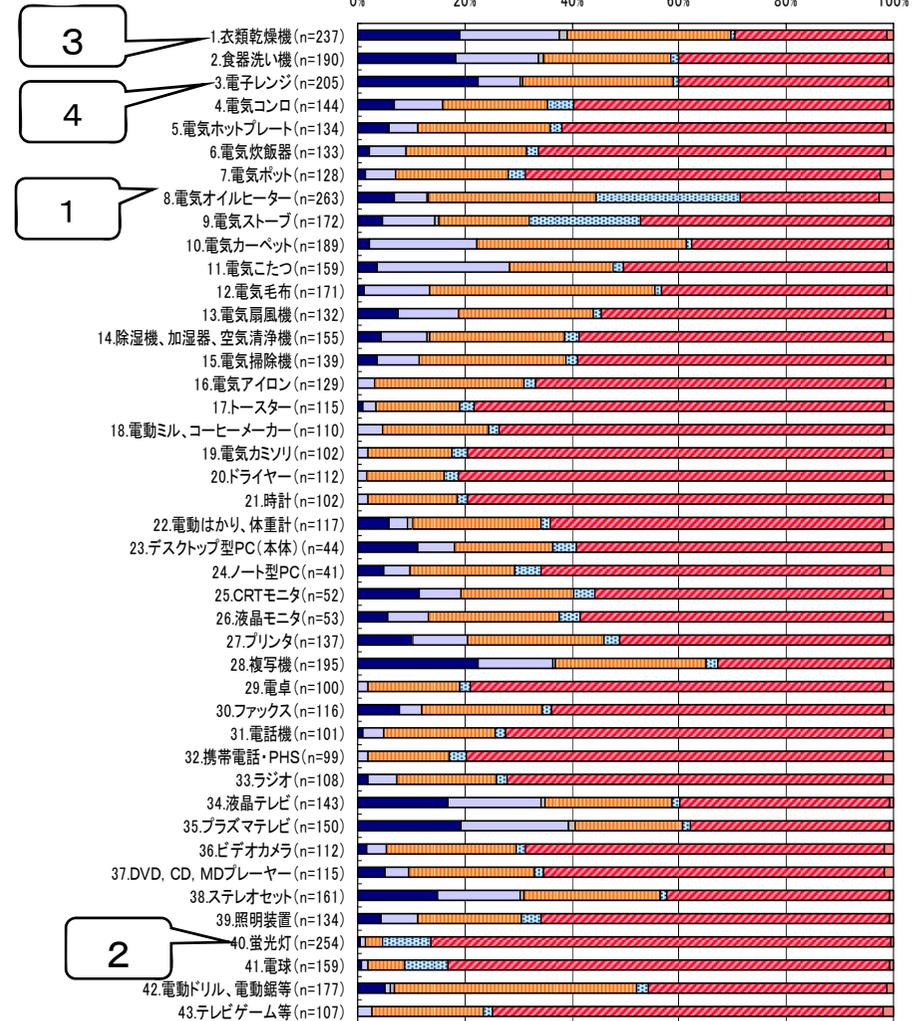
## 自治体による収集運搬が困難な理由



■粗大性(重量)がある □粗大性(容積・嵩)がある □粗大性(重量)及び粗大性(容積・嵩)がある  
 □引火・爆発等の危険がある ■有害化学物質の含有等有毒性がある ■その他困難性がある

数字は回答自治体数  
自治体に対するアンケート調査結果「リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査」(環境省 平成18年3月)より

## 自治体による処分が困難な理由



■粗大性(重量)がある □粗大性(容積・嵩)がある □粗大性(重量)及び粗大性(容積・嵩)がある  
 ■破砕処理が困難である □引火・爆発等の危険がある ■有害化学物質の含有等有毒性がある  
 ■その他困難性がある